

## 共同企業体でプロポーザルに参加する場合の取り扱いについて

### ◆共同企業体で参加する場合の要件

- 1) 共同企業体の構成員は、「プロポーザル実施要項」の「4 参加資格」の（1）～（8）を満たすこと。
- 2) 共同企業体の代表者は、1）に加え、「4 参加資格」の（9）を満たすこと。
- 3) 共同企業体の構成員については、2ないし3社までとする。最低出資比率については、2社の場合それぞれ30パーセント以上、3社の場合20パーセント以上とする。
- 4) 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。（代表者の出資比率を上回る他の構成員が存在しなければよく、例えば、代表者と同じ出資比率の構成員が存在してもよい。）

### ◆共同企業体で提出する書類について

提出書類	主体
参加表明書（様式第1号）	共同企業体
参加資格審査調書（様式第2-1号）	代表者
参加資格審査調書（様式第2-2号）	代表者以外の 構成員
会社概要書（様式第3号）	構成員
参加表明者の同種業務の実績（様式第4号）	代表者
提案書（表紙）（様式第5号）	共同企業体
業務の実施体制（様式第6-1号）	共同企業体
暴力団等の排除に関する誓約書（業務の一部を再委託する予定がある場合）（様式第6-2号）	共同企業体
配置予定技術者調書（管理責任者）（様式第7-1号）	代表者
配置予定技術者調書（主たる担当者）（様式第7-2号）	構成員
共同企業体協定書（任意書式） ※出資比率についても記載すること。	共同企業体